

雇児福発第0226001号

平成19年2月26日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課長

配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険  
における秘密の保持の配慮に関する証明書の発行について

配偶者からの暴力を受けた者の保護については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号。以下、「法」という。）第2条の2の規定に基づき、告示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成16年12月2日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）等に基づき取り扱っているところですが、今般、「配偶者からの暴力を受けた者に係る国民年金、厚生年金保険及び船員保険における秘密の保持の配慮について」（平成19年2月21日庁保険発第0221001号 社会保険庁運営部企画課長・社会保険庁運営部年金保険課長連名通知）が別添のとおり発出されました。

これにより、社会保険事務所に、配偶者からの暴力を受けた国民年金、厚生年金保険及び船員保険の被保険者（以下、「被害被保険者（法第3条第3項に規定する同伴する家族を含む）」という。）又は受給権者（以下、「被害受給権者（法第3条第3項に規定する同伴する家族を含む）」という。）から、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（以下、「証明書」という。）を提出して、配偶者（法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた者の、配偶者又は配偶者であった者をいう。なお、法第1条第3項に規定する婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者等を含む。以下同じ。）に対して、国民年金原簿等に記録されている住所等（以下、「住所等」という。）を知られないよう秘密の保持に配慮してほしい旨の申し出があった場合には、法第23条に基づき秘密の保持に配慮した取扱いをすることとされたところです。

当該証明書は婦人相談所において発行するものとされていますが、地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書も、婦人相談所の発行する証明書と同様の取扱いとすることができます（証明書における「保護」には、来所相談（電話相談を除く。）のみの場合も含める。）。また、裁判所において発行する法第10条に基づく保護命令に係る書類等他の公的機関が発行する配偶者からの暴

力の被害を受けている旨を証する書類についても、婦人相談所の発行する証明書と同様の取扱いとすることができるとされています。

つきましては、配偶者からの暴力を受けた被害者から上記に関する相談を受けた際には、別添通知の別紙1の様式例を参考とし、婦人相談所において婦人相談員及び配偶者暴力相談支援センターから証明書の発行を依頼された場合も含めて遺漏なきよう対応していただくとともに、貴職より婦人相談所等関係機関、婦人相談員及び管内の市町村（特別区を含む。）に周知して頂きますようお願いいたします。

なお、同日付で内閣府男女共同参画局推進課長より各都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長あて、同様の通知が発出されておりますので申し添えます。

この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言です。

（別添省略）